

【スーパー総合口座「トータルプラン」取引規定】

(スーパー総合口座取引)

1. (スーパー総合口座取引)

(1) 次の取引は、スーパー総合口座として利用することができます。

①総合口座取引②期日指定定期預金③据置定期預金④自由金利型定期預金・M型⑤自由金利型定期預金⑥自動積立式定期預金

その場合、②から⑥の定期預金のいずれか該当するものを当座貸越の担保とします。

(2) 前記(1)①から⑥までの取引はこの規定の定めによるほか、該当各取引規定により取扱います。

2. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(自動積立式定期預金取引)

1. (預金の預入れ等)

(1) この預金の預入れは、1口1,000円以上とし、自動振替の方法によるものとします。自動振替による預入れの場合の振替日、振替金額、引落指定預金口座等は別に提出された所定の書面に記載のとおりとし、その取扱いは後記3. (自動振替)によります。

(2) この預金は、自動振替のほか、現金、小切手その他直ちに取立てのできる証券類(以下「証券類」といいます。)により、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れ、または書替継続ができます。なお、自動振替を除いて必ず通帳をご持参ください。

(3) この預金口座には、あらかじめ少額貯蓄非課税制度の適用をうけるため非課税限度額を設定することができます。

2. (証券類の受入れ)

(1) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。なお、証券類を受入れる日の翌週が預入日となる場合は、当該証券類はこの預金に受入れることはできません。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. (自動振替)

(1) 振替日には引落指定預金口座から指定振替金額を自動的に引落とし、引落金額があらかじめ指定された金額未満の場合はこの預金口座へ期日指定定期預金で、あらかじめ指定された金額以上の場合は定期預金口座へ自由金利型定期預金・M型で入金します。(以下、これらを「自由金利型定期預金・M型等」といいます。)振替金額は1,000円以上の金額で指定してください。なお、振替金額の指定(引落口座残高の指定のみの場合を含みます。)が複数ある場合には、その指定による振替可能な最も大きな金額を指定金額とします。

(2) 指定された引落預金口座の支払手続については、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず預金通帳および預金払戻請求書の提出または小切手の提出なしで処理します。

(3) 振替日当日が銀行休業日の場合には、翌営業日に振替えます。

(4) 振替日当日に次のいずれかに該当するときは、通知することなくその月の振替は行いませ

ん。

①指定預金口座の残高が振替金額に満たない場合

②指定預金口座が総合口座またはカードローン取引口座で引落後のお預り残高が零未満になる場合(ただし、別途の指定がある場合を除きます。なお、その場合でも引落口座残高指定がある場合または振替金額指定がない場合には別途の指定があっても振替は行いません。)

(5)指定預金口座が解約された場合には、前記(1)～(4)および後記(7)の取扱いは終了したのものとして処理します。

(6)この自動振替契約は、特にお申出のない限り同一条件でお取扱いします。

(7)この自動振替契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。

ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。

なお、当行に対する解約の通知がないまま、長期間にわたり振替がなされない等相当の事由があるときには、特に申出がない限り、この契約は終了したのものとして取扱います。

4. (預金の種類、継続方法)

(1)この預金への預入れ(以下「個別預金」といいます。)は、期日指定定期預金とします。

同一日に満期となったすべての個別預金は、これを取りまとめ1口の期日指定定期預金として、自動的に継続します。

(2)満期日が同一の期日指定定期預金および預入期間が1年経過後の期日指定定期預金の残高合計額があらかじめ指定された金額以上となった場合には、後記6.の方法により契約時のお申込にもとづいてあらかじめ指定された定期預金口座に、自動的にまとめて1口の自由金利型定期預金・M型(以下「おまとめ定期預金」といいます。)として、継続します。

(3)この預金が総合口座の貸越金の担保となっており、総合口座の貸越金が貸越極度をこえる場合には、前記(2)の取扱いはいたしません。

(4)この預金は、最長お預り期限に自動的に期日指定定期預金に継続します。継続された預金についても同様とします。

5. (預金の支払時期等)

(1)個別預金は、継続停止の申出があった場合に、満期日以降に支払います。

(2)期日指定定期預金は上記(1)にかかわらず、その満期日について次により取扱います。

①後記6. (1)によりこの預金を自動的に支払い、自由金利型定期預金・M型等に振り替える日。

②据置期間満了日(継続されたときは継続日の1年後の応答日)から最長お預り期限(継続されたときは継続後の預金の最長お預り期限)までの間の任意に指定された日。

満期日を指定する場合は、当店に1か月前までに通知を必要とします。個別預金の一部について満期日を定める場合は、1万円以上の金額で指定してください。ただし、指定した満期日以前に①の満期が到来した場合、および指定した満期日以後①の満期日までに指定された金額が解約されなかった場合は、満期日の指定がなかったものとして取扱い、①の満期日を満期日とします。

③前記②による満期日の指定がなかった場合は、最長お預り期限。

(3)前記(2)①、②によりおまとめ定期預金または一部について満期日が指定された場合は、同時にそのおまとめ定期預金について継続停止の申出があったものとして取扱います。

ただし、1口の個別預金の一部について満期日が指定された場合、その満期日から1か月後の応答日(その満期日の1か月後の応答日前に最長お預り期限が到来するときは、最長お預り

期限)までの間に、満期日が指定された金額が解約されたときは、その残りの金額については最長お預り期限到来時に自動的に個別預金として継続します。

(4)前記(2)②により指定された満期日の1か月後の応答日(その満期日の1か月後の応答日前に最長お預り期限が到来するときは、最長お預り期限)までの間に、満期日が指定された金額が解約されなかった場合は前記(2)による満期日の指定がなかったものとして取扱い、最長お預り期限到来時に自動的に期日指定定期預金として継続します。ただし、別に継続停止の申出がなされた場合は継続を停止します。

6. 自由金利型定期預金・M型等への自動振替)

(1)この預金は、口座振替の方法により自動継続型の自由金利型定期預金・M型等を自動作成することができるものとします。

この自由金利型定期預金・M型等の自動作成は、個別預金のうち据置期間満了日を経過している個別預金の元金合計金額があらかじめ指定された金額以上となった月に行うものとし、自動作成日は前記1.(1)の所定の書面に記載された自動振替による預入れの場合の振替指定日とします。

ただし、上記個別預金と自由金利型定期預金・M型との金利を比較して、新しく作成される自由金利型定期預金・M型の金利より高い個別預金は自由金利型定期預金・M型等の自動作成の対象外とします。

また、自動作成により自由金利型定期預金・M型等を作成する場合、預入期間が3年ものについては、自由金利型定期預金・M型と期日指定定期預金の金利を比較し、金利の高いものを作成します。

(2)前記(1)により自由金利型定期預金・M型等を自動作成する場合は、据置期間満了日を経過している個別預金を自動的に支払い、自由金利型定期預金・M型等に振替えます。

自由金利型定期預金・M型への振替にあたっては、後記8.の指定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

(3)振替後の自由金利型定期預金・M型は、自由金利型定期預金・M型の規定によりお取扱いします。また、自由金利型定期預金・M型の印鑑は、この預金の届出印鑑と同一とします。

(4)前記1.(3)によりこの預金口座に非課税限度額を設定している場合は、非課税貯蓄にもとづく自由金利型定期預金・M型を自動作成します。

7. (利息)

(1)この預金の利息は、預入金額(継続したときは継続後のおまとめ定期預金)ごとに、その預入日(継続したときは継続日)から継続日までの期間に応じ、預入日(継続したときは継続日)現在における店頭表示の定期預金利率によって1年複利の方法で計算します。

①預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合、預入期間に応じた期日指定定期預金利率。

②預入日から満期日までの期間が2年以上の場合、預入日における2年をこえる期日指定定期預金利率。

(2)継続する場合の利息は、あらかじめ指定された指定預金口座への振替、または元金への組入れのいずれかの方法により、その継続日に支払います。

(3)継続を停止した場合における利息は、満期日以降にこの預金とともに支払います。なお、満期日以降の利息は、満期日から解約日までの期間について解約日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を後記10. (1)により満期日前に解約する場合および後記10. (3)または(4)により解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①6か月未満解約日における普通預金の利率

②6か月以上1年未満2年以上利率×40%

③1年以上1年6か月未満2年以上利率×50%

④1年6か月以上2年未満2年以上利率×60%

⑤2年以上2年6か月未満2年以上利率×70%

⑥2年6か月以上3年未満2年以上利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

8. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、10. (3)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、10. (3)各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

9. (取引等の制限)

(1) 預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。

(2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

(3) 本9. (1)の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。

① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引

② 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般

③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引

(4) 本9. (1)から(3)に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。

10. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約(各別の定期預金を解約する場合および期日指定定期預金の場合の一部解約を含みます。)または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店または当行国内本支店に提出してください。

(3) 次の各号いずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により

解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が後記14. (1)に違反した場合
 - ③この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または口座開設後一定期間この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
 - ⑤法令で定める本人確認等、および前記9. (1)で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑥この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座解約が必要と判断した場合
 - ⑦前記①から⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この取引の停止または解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この取引の停止または解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

11. (非課税貯蓄限度超過時の取扱い)

この口座が障害者等の少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、自動振替による預入れによりこの口座の非課税貯蓄限度を超過する場合には、新たに口座(以下「別口座」といいます。)を作成のうえ(すでに別口座がある場合には当該口座)その振替金額または利息額を入金することがあります。

12. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害について、当行は責任を負いません。

(2) 前記(1)の届出の前に、通帳や印章を失った旨電話による通知があった場合にも、前記(1)同様とします。

(3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。なお、通帳を再発行する場合には、店頭表示の再発行手数料をいただきます。

13. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

14. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定に書式により行います。

15. (通帳の記載方法)

(1) 前記4.により複数の定期預金を1口にした場合および継続した場合は、個別預金の支払記帳を省略することがあります。

(2) 複数の定期預金を同時期に支払う場合は、これらを合計で記帳する場合があります。

(3) 通帳には、口座振替または現金自動預金機による受入れ、および店頭での預入れの場合の入金額および残高を記載します。

(4) 「お預り残高」欄には、記帳日現在でこの口座にお預りしている定期預金の総額を記帳します。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金がスーパー総合口座取引1. (1)により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出して下さい。ただし、相殺によ

り貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。

②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (規定の変更)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)